

## 新千里西町2丁目地区地区計画案への意見書の要旨と市の考え方

縦覧期間：令和5年5月19日～令和5年6月2日

意見書件数：2件

意見の要旨	市の考え方
<p><b>1. 地区計画の変更の進め方に関するご意見</b></p>	
<p>1回目の縦覧期間に、住民の75%以上が反対している地区計画変更案は問題ありと意見書を提出しましたが、変更案に何の修正も加えないまま、2回目の縦覧期間の手続きをとられている市の行政方針に対して、強い不信感を抱いております。</p> <p>住民の一人としては、今後予定されている都市計画審議会、並びに豊中市議会で、良識ある判断により、廃案になることを期待しております。</p> <p>多くの住民が反対している変更案ですが、市に対する不信感が高まったその他の理由は次の通りです。</p> <p>(1) 豊中市では、これまでは、すべての地区住民の意向に沿った「地区計画」が条例化されてきましたが、今回初めて、住民の意向に沿わない「地区計画」案が上程されようとしています。</p> <p>(2) 市は、「グループホームを立地可能となるよう、対応がされていない地区に引き続き働き掛けを行うように。」という豊中市議会決議（平成30年）を根拠にされています。しかしこの決議は、住民が反対しても条例化せよという意味ではありません。</p> <p>(3) 令和5年3月21日の住民集会で、都市計画課は1回目の縦覧期間の意見書に対し、2回目の縦覧期間に入る時に、市の考え方を示すと説明されましたが、それは実施されませんでした。</p>	<p>平成29年の都市計画審議会、市議会での審議において、地区計画の制限により障害者の住まいである戸建て型のグループホームが立地できないことが問題であるとの議論があったことから、平成30年の都市計画審議会、市議会7月臨時会で、高齢者や障害者の住まいである戸建て型のグループホームを立地可能とするよう地区計画を変更する取り組みを求める付帯意見・付帯決議がされています。</p> <p>市は、グループホームは障害のある人や認知症の高齢者の住まいの一つの形態として重要なものであり、誰もが住みたい・住み続けたいと思う場所で暮らすことができる社会を実現するために欠かすことのできないものであって、また戸建て型のグループホームが住環境に与える影響は、一般の戸建住宅と大きく変わるものではないと考え、これまで地区計画の変更に向けた取り組みを行ってきました。</p> <p>地区計画は、地区住民の多数の支持を受けて、市に申し出ることもできますが、この度の変更は、地域共生社会の実現という行政的な課題であり、市が必要なものと考えていることから、市が主体となって変更手続きを進めています。</p> <p>新千里西町2丁目地区においては、住民発意で地区計画が策定された経過に配慮し、地区計画の申出団体である自治会と継続して情報共有を行いながら、平成29年12月、令和4年10月、令和5年2月、令和5年3月と地域にお住まいの方を対象とした住民説明会を実施し、グループホームの概要や地区計画変更の必要性、地区計画の制</p>

	<p>度やこれまでの経緯などについて、理解を深めていただくよう進めてきたところです。</p> <p>なお、1回目の縦覧においていただいた意見書に対する市の考え方は、2回目の縦覧の開始日である5月19日に、ホームページに掲載させていただいており、原案通り進めることが妥当であると考えています。</p>
<p><b>2. 地区計画の変更の必要性について</b></p>	
<p>全国にあまり類をみない地区計画という制度によって、私達の住区は他市に比べてよりよい環境が保たれています。</p> <p>しかし、我々の環境を保つが為に福祉が蔑ろにされる事はあってはならない事だと思えます。</p> <p>今回の変更は「福祉の心」が問われる案件であり、地区計画の変更賛成いたします。</p>	<p>ご意見のとおり、市は、この度の地区計画の変更により、障害者や認知症高齢者のグループホームの立地を制限しないようにすることは、市民の皆さまと共に取り組んでいる「誰一人取り残さない社会」の実現に欠かすことのできないものであると考えております。引き続き、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。</p>